

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

菊陽町は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

菊陽町長

公表日

令和4年3月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>菊陽町では、国民健康保険法に基づき、原則町内に居住し、健康保険や共済組合など、どの医療保険にも加入していない方を被保険者として管理し、国民健康保険に係る事務を行う。被保険者の資格に係る事務としては、主に住民票の異動や、被用者保険への加入・脱退に伴う資格取得・喪失の異動、世帯主変更など増減のない資格異動を行う。また、資格異動に伴う被保険者証の交付を行う。地方税法に基づく賦課に係る事務としては、主に、世帯の所得等の内容から国民健康保険税を算定し納税通知を行う。給付に係る事務としては、主に、申請に基づき、出産育児一時金や葬祭費などを支給する。また、医療費が自己負担限度額を超えた場合は、申請に基づき自己負担限度額を超えた分を支給する。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①被保険者の資格取得や喪失、その他世帯主変更など増減のない異動 ②資格異動に伴う被保険者証の交付(有効期限は1年間で、年1回切替) ③賦課に向けて、所得や資産を確認/整備 ④課税計算した結果を納税義務者へ通知 ⑤金融機関での現金納付や口座振替などの方法により徴収 ⑥申請に基づき、出産育児一時金や葬祭費などを支給 ⑦高額療養費を算定し、申請に基づき自己負担限度額を超えた分を支給 ⑧資格継続業務、高額該当回数引き継ぎ業務 ⑨オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> 1. 国民健康保険市町村事務処理標準システム 2. 統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. 国保総合システム及び国保情報集約システム

2. 特定個人情報ファイル名

<ul style="list-style-type: none"> (1)国民健康保険情報ファイル (2)資格情報(個人)ファイル (3)国保資格取得喪失年月日連携ファイル (4)市町村被保険者ID連携ファイル (5)転居月75歳到達特例対象者情報連携ファイル(市町村連携用)
--

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<p>番号法第9条第1項 別表第一 16項、30項 番号法第9条第2項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条、第24条 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</p>
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号 別表第二 【情報提供事務】 (番号法別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「医療保険者」又は「医療に関する給付の支給」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」又は「医療に関する給付の支給」等が含まれる項 (1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、81、87、88、93、95、97、106、109、120の項) (番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令における情報提供の根拠) :第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第19条、第20条、第25条、第33条、第35条、第36条、第37条、第38条、第40条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、 【情報照会事務】 (番号法別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法」又は「国民健康保険」が含まれる項 27、42、43、44、45、46の項 (番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令における情報照会の根拠) :第20条、第25条、第26条</p> <p>番号利用法附則第6条第4項、国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項 【オンライン資格確認の準備業務】 (情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部税務課 健康保険部健康・保険課
②所属長の役職名	税務課長 健康・保険課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800番地 菊陽町役場 総務部 総務課 電話 096-232-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800番地 菊陽町役場 健康保険部 健康・保険課 電話 096-232-4912

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年3月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年3月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	1. Acrocity国民健康保険 2. Acrocity国民健康保険税(料) 3. Acrocity国民健康保険(給付) 4. MICJET番号連携サーバ 5. 中間サーバー 6. 国保総合システム及び国保情報集約システム	1. 国民健康保険市町村事務処理標準システム 2. 統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. 国保総合システム及び国保情報集約システム	事後	システムの更新
令和4年3月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 (以下省略)	番号法第19条第8号 別表第二 (以下省略)	事後	法改正に伴う修正
令和4年3月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年3月10日	令和4年3月1日	事後	
令和4年3月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年3月10日	令和4年3月1日	事後	